

佐竹行政書士事務所ニュースレター

〈「おむすび」は、皆様と弊所を「結ぶ」レターです。〉

おむすび

佐竹行政書士事務所
NO. 7

第3回 相続について知っていますか？

相続なんて先の話でしょ？

「相続」と聞くと、どんなことをイメージしますか？

親の財産がもらえるんでしょ？

何だかめんどくさそう…

兄弟と争う話を聞いたことがある

税金がかかるんでしょ？

おそらくこんな感じではないでしょうか。知っているようでよく知らないのが相続。相続は、100%すべての人が関わります。普段の生活では全く考えなくても何も困りません。多くの人は、その場面になって、初めて相続のことを意識します。

あなたが亡くなれば、自分の知らない所で、自分の意思とは無関係に相続がスタートします。残された家族は、訳の分からないままに相続がスタートし、いろいろ調べながら相続財産を分けていきます。この話し合い（「遺産分割協議」）がうまくいけば、残された家族は、次のステップへ気持ちよく進めます。

いったん協議がこじれると、裁判所のお世話になり、最終的に家族がバラバラになるという話は、一握りの家族だけの話ではありません。

こう書くと、「そんなもの、財産が何億とあるような家の話で、うちのように財産がたくさんあるわけでもない普通の家で起こるはずがない！」と思いませんか？実は、家庭裁判所に持ち込まれる遺産分割に関する審判は、5000万円程のいわゆる少額の場合がほとんどで、少し古い統計ですが、平成13年度で、5000万円以下の財産分割事件が全体の約60%です。

自分が亡くなった後、家族がどうなるのかを想像すること、家族の誰かが亡くなった場合、その後の話し合いがどうなるのかを想像することが大切です。そのときが来てからでは遅い場合があるのです。前もって知識を得て考えておく、相談しておくことで、先にあるトラブルを避けることができるのです。そう考えると、先の話ではすまないでしょ？

今回は、先の話ではすまない、相続について勉強する回です。

相続には、一定のルールがあります

相続を規定する法律は「民法」です。六法の民法を読むと相続のルールは分かります。まず、相続に関わる人についてまず整理します。相続人は、誰がなれるのでしょうか？

亡くなって、自分の財産を家族に引き継ぐ人（故人）のことを「被相続人」といいます。故人の財産を引き継ぐ人のことを「相続人」といいます。

〈ケース1〉

私（A）には、妻（B）と子ども（C）がいます。父も母も元気に生活をしていて、車で1時間程の所に、弟（D）がいます。

しかし、子どもCは体が弱く、将来がちょっと心配です。

上のケースでAがなくなった場合、相続人になるのは誰なのでしょうか？

まず考えられるのが、妻のBです。そうです、配偶者は、常に相続人になります。

次に考えられるのが子どもCです。子どもも相続人になります。

では、父や母はどうなるのでしょうか？

Aの亡くなったときに、Cがちゃんと生きているならば、父や母は相続人になりません。

弟Dは、どうなるのでしょうか？

結論から言うと、相続人になる可能性はかなり低いと言えるでしょう。Dが相続人になれる場合は、子どもも父・母もいない場合のみです。つまり、相続人にも順位があるのです。

まとめてみましょう。

- 配偶者は常に相続人になる
- 子どもも相続人になる
- 子どもがいない場合に被相続人の父や母が相続人になる
- 兄弟は子どもも父・母がいない場合に相続人になる

ドラマでは、どうしても遺産の欲しい兄弟が、子どもを何とか亡き者にしようとするなどという場面が描かれることがありますが、子どもがいれば自分の順位まで回ってこないからです。もちろん、こんな法を犯すような行為をすればどんなことになるかは、想像がつきますよね。犯罪者として法の裁きを受けるのはもちろん、相続人としての地位もなくなるのです。

ニュースレター「おむすび7号」

発行：佐竹行政書士事務所

住所：（〒500-8244）岐阜市細畑塚浦65-5グリーンパーク細畑102号

電話/FAX：058-247-0255

E-mail：info@sg-office.biz